令和５年度一宮市ごみボックス設置補助事業のご案内

市では、ごみ集積場所における鳥獣によるごみの散乱を防ぎ、新型コロナウイルス感染リスク増大の防止を図るため、ごみボックスを設置する町内会に対し購入費の一部を予算の範囲内において補助します。

補助金の申請にあたっては、事前にごみボックスの設置協議が必要となります。

ごみボックスの設置及び補助金交付を希望する場合は、設置協議書に必要書類を添えてご提出ください。

補助対象経費

① 固定式ごみボックス（個人等が所有する敷地内に設置するものに限る。）又は折りたたみ式ごみボックスの購入費

② ごみボックスを作製する場合の本体の作製に要した材料費
※土台など本体以外の費用は対象外

補助内容

補助対象経費の１０分の９
（100円未満切捨て、上限40,000円／台）

設置条件

- ごみ集積場所に設置すること。
- 歩行者や車両の通行の妨げにならないこと。
- ごみボックスは中身が識別可能なものであること（ネットおよび格子金網等）。
- 強風等で転倒や移動しないよう対策を施すこと。
- そのほか別に定める「ごみボックス設置承認基準」に適合していること。

手続き方法

裏面の「補助金交付手続きの流れ」をご覧ください。
※最初に設置協議書を提出いただく必要があります。
※ごみボックスを購入する前に設置協議書をご提出ください。

設置協議書受付期間

令和５年７月５日(水)～11月30日(木)
受付時間：午前９時～午後４時30分
※予算に達した時点で受付終了となります。

詳しくは、市ウエブサイト（ID：1055817）をご確認ください。

▼

お問い合わせ
一宮市 環境部 収集業務課
〒491-0201　一宮市奥町字六丁山52　環境センター
ＴＥＬ：0586-45-7004　ＦＡＸ：0586-45-9023

補助金交付手続きの流れ

1 設置協議書を提出

◆ 設置を希望する町内会の町会長は、下記の書類を窓口（環境センター３階収集業務課）又は電子申請でご提出ください。【7月5日(水)午前9時受付開始。予算に達する日まで受け付けします。受付時間内にお越しください。】

- □ ごみボックス設置協議書
- □ ごみ集積場所の位置図
- □ ごみ集積場所の写真（正面・左右 45 度程度の角度から撮影）
- □ ごみボックス本体の図面等形状が分かるもの（自作する場合）

※不備があると受理できません。

電子申請は
こちらから

2 設置の協議・現地調査

◆ 設置協議書の提出後、町内会と市で現地調査・協議を行うための日程調整を行います。

◆ 現地調査を行い、協議した内容によって、市から承認通知書を送付します。

3 ボックスの購入・設置

◆ 承認通知書を受領後、ごみボックスを購入してください。
<u>※必ず通知書が届いてから、協議した結果のとおりにご購入ください。</u>

◆ 設置時期が分かりましたら、収集業務課へご一報ください。
（設置後、現地確認します。）

ごみボックス設置例

4 補助金の申請・請求

◆ ごみボックス設置後、速やかに下記書類をご提出ください。
【補助金申請の最終締切り：令和６年１月31日(水)】

- □ ごみボックス設置補助金交付申請書 兼 請求書
- □ 領収書（写）

5 補助金の交付

◆ 申請内容を審査し、補助金交付額を決定するとともに、補助金交付決定通知書を送付し、補助金を交付します。